

釧路市通訳者登録制度のおしらせ

釧路地域の国際化が進む中で、商業分野、観光分野、医療分野など多分野で、釧路市内で通訳者を確保する必要性が大きくなっています。

この制度は、釧路地域で活動していただける通訳者に登録いただき、釧路市に通訳者の情報提供依頼があった際、人材情報を提供するための登録制度です。



登録要件

- ✔ 18歳以上で、日本語と日本語以外の言語について、日常会話以上の会話能力を有する方
- ✔ 主に釧路市内での活動に関わることが可能な方

登録の流れ (01~02)

登録者



03

登録者と依頼者との間で業務内容にかかる調整、契約、報酬の支払いなど直接協議
(利用の有無にかかわらず04へ)

利用の流れ (01~04)

依頼者



01 登録用紙または専用フォームに必要事項を記入し、提出。

01 登録者情報照会依頼書または専用フォームに必要事項を記入し提出

02 登録完了通知の送付

04 利用実績報告の提出

釧路市

(市民協働推進課)

02 内容に応じた登録者情報を照会

注意事項

- ✔ この登録は業務を斡旋するものではありません。市は登録者および依頼者間における業務に関する一切の責任を負いません。
- ✔ ボランティアなど業務として実施しない場合にも、通訳者の責任を問われる場合があります。通訳によるトラブルを未然に防止するためにも、免責事項について書面による取り交わしを行うことをお勧めします。

[申込・問い合わせ先] : 釧路市市民協働推進課 〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地
TEL : 31-4503 FAX : 23-5220